

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成二十年二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ホームプラザナフコ 庄原店

2 所在地

庄原市板橋町字梶屋沖二七八―一外

二 提出された意見の概要

1 西側から駐車場へ左折し来店する際、入口が鋭角であるため、市道原手九丁線が混雑することが予想される。出入口付近における交通の円滑化に努めるとともに交通事故防止策を講じること。

2 環境面の問題が生じた場合、適切な対応策を講じること。

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

庄原市地域振興部商工観光課（庄原市中本町二丁目五番六号）

2 縦覧期間

平成二十年二月二十一日から平成二十年三月二十一日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで